

第14号様式
(その1)

収 支 報 告 書

令和 2 年分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な) ちいきそうごうせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称 地域総合政策研究会

2 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル内

3 代表者の氏名 道下大樹

4 会計責任者の氏名 佐藤 克

5 事務担当者の氏名 佐藤 まゆみ

(電 話) 011-233-2331

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>道下大樹</u>

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体の候補者の氏名 <u>道下大樹</u>
公職の種類 <u>衆議院議員(現職)</u>

資金管理団体の指定の期間
年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年 月 日から
年 月 日まで



(受 付 印)

整理番号 2017

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	① ③ ②	済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	17,284,753
(前年からの繰越額)	1,935,026
(本年の収入額)	15,349,727
支 出 総 額	14,602,642
翌年への繰越額	2,682,111

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	人

(2) 寄 附		
ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	2,566,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	11,583,720	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ) (寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	14,149,720	
イ 政党匿名寄附		
合 計 (ア + イ)	14,149,720	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
この頁の小計	0	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。
1件10万円未満のもの	1,200,007	
合 計	1,200,007	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人からの寄附	
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
赤松 広隆	300,000	2.1.6	愛知県名古屋市中川区福住町5-6	衆議院議員	
"	200,000	2.7.30	"	"	
小 計	500,000				
小林 誠	4,000	2.1.30	札幌市清田区清田6条4丁目7-1	会社役員	
横路 民雄	4,000	2.1.30	札幌市中央区宮の森2条2丁目3-16	弁護士	
三浦 正之	4,000	2.2.18	札幌市西区発寒15条4丁目3-15	自営業	
道下 大樹	1,000,000	2.7.6	札幌市西区西町北1丁目3-11	衆議院議員	
"	1,000,000	2.12.14	"	"	
小 計	2,000,000				
加藤 慶二	10,000	2.11.14	東京都杉並区今川3-10-8 サンホワイト今川101	弁護士	
この頁の小計	2,522,000				
その他の寄附	44,000				
合 計	2,566,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体からの寄附	
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業 (又は代表者の氏名)	備考
新世紀政経懇話会	1,000,000	2.1.10	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル内	横路 孝弘	
〃	1,000,000	2.7.3	〃	〃	
立憲民主党北海道第1区総支部	9,583,720	2.9.5	札幌市中央区大通西5丁目 昭和ビル内	道下 大樹	
この頁の小計	11,583,720				
その他の寄附	0				
合 計	11,583,720				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	0	
(2) 光 熱 水 費	642,350	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	2,329,547	
小 計	2,971,897	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	47,025	ア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	47,025	(新春の集い中止)
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	11,583,720	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	11,630,745	
合 計	14,602,642	

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項目別区分		光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
水道光熱代	56,986	2.1.27	(株)昭和ビル	札幌市中央区大通西5丁目8番地	
〃	58,243	2.2.25	〃	〃	
〃	58,124	2.3.25	〃	〃	
〃	58,685	2.4.24	〃	〃	
〃	57,449	2.5.25	〃	〃	
〃	38,467	2.6.25	〃	〃	
〃	55,865	2.7.27	〃	〃	
〃	56,112	2.8.25	〃	〃	
〃	54,267	2.9.25	〃	〃	
〃	55,575	2.10.26	〃	〃	
〃	38,534	2.11.25	〃	〃	
〃	54,043	2.12.24	〃	〃	
この頁の小計	642,350				
その他の支出	0				
合計	642,350				

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所の借料損料等	156,895	2.1.27	(株)昭和ビル	前 掲	
〃	156,895	2.2.25	〃	〃	
新春の集い 取消料	203,600	2.3.9	ホテル ライフオート札幌	札幌市中央区南10条西1丁目	
電話料金	10,747	2.3.23	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70	
事務所の借料損料等	156,895	2.3.25	(株)昭和ビル	前 掲	
監 査 料	88,000	2.4.8	公認会計士・税理士 江本久美	札幌市西区琴似1条3丁目3-12 しなねん琴似ビル3階	
事務所の借料損料等	156,895	2.4.24	(株)昭和ビル	前 掲	
〃	156,895	2.5.25	〃	〃	
〃	156,895	2.6.25	〃	〃	
〃	156,895	2.7.27	〃	〃	
〃	156,895	2.8.25	〃	〃	
〃	156,895	2.9.25	〃	〃	
〃	156,895	2.10.26	〃	〃	
放送受信料	14,205	2.11.6	日本放送協会	東京都渋谷区神南2丁目2-1	
事務所の借料損料等	156,895	2.11.25	(株)昭和ビル	前 掲	
この頁の小計	2,042,397				
その他の支出					
合 計					

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		項目別区分		事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所の借料損料等	156,895	2.12.24	(株)昭和ビル	前 掲	
この頁の小計	156,895				
その他の支出	130,255				
合 計	2,329,547				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティ開催事業費 (新春の集い)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
チケット印刷代	47,025	2.2.17	(株)クルーズ	札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル1F	中止
この頁の小計	47,025				
その他の支出	0				
合計	47,025				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金費 (寄附金)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	1,000,000	2.1.21	道下大樹連合後援会	札幌市中央区南3条西12丁目 北海道教育会館内	
〃	1,000,000	2.7.20	〃	〃	
〃	9,583,720	2.9.29	立憲民主党北海道第1区総支部	札幌市中央区大通西5丁目8 昭和ビル内	
この頁の小計	11,583,720				
その他の支出	0				
合計	11,583,720				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用料に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※ 該当する項目に「」を付すこと。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別 添 の と お り)

- ① 領収書等の写し
- ② 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

令和 3 年 2 月 5 日

政 治 団 体 の 名 称 地域総合政策研究会

※ 代 表 者 の 氏 名

会 計 責 任 者 の 氏 名 佐 藤 克



※ 「代表者の氏名 ㊟」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

政治資金監査報告書

令和3年2月3日

地域総合政策研究会

代表 道 下 大 樹 殿

登録政治資金監査人
登録番号
研修修了年月日

江本久美
第1813号
平成21年6月8日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、地域総合政策研究会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書にかかる支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、地域総合政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、地域総合政策研究会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3 業務制限

地域総合政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上